

障害福祉サービス等にかかる給付費等の  
審査支払事務の見直しについて



# 障害福祉サービス等にかかる給付費の審査支払事務の見直しについて

## 1. 改正法を受けた検討状況について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、自治体が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。（平成30年4月施行）
- 改正法が成立したことを受け、国民健康保険中央会では「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置し、平成28年5月より12月にかけて計6回にわたり、障害福祉サービス等にかかる給付費等の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向けた対応について議論が行われ、報告書が取りまとめられている。

## 2. 国保連合会で行う審査について

- 国保連において実施する「審査」とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。また、国保連だけでは判断できない場合には、引き続き、自治体が責任をもって判断することとする。

## 3. 審査支払事務の見直しに向けた対応について

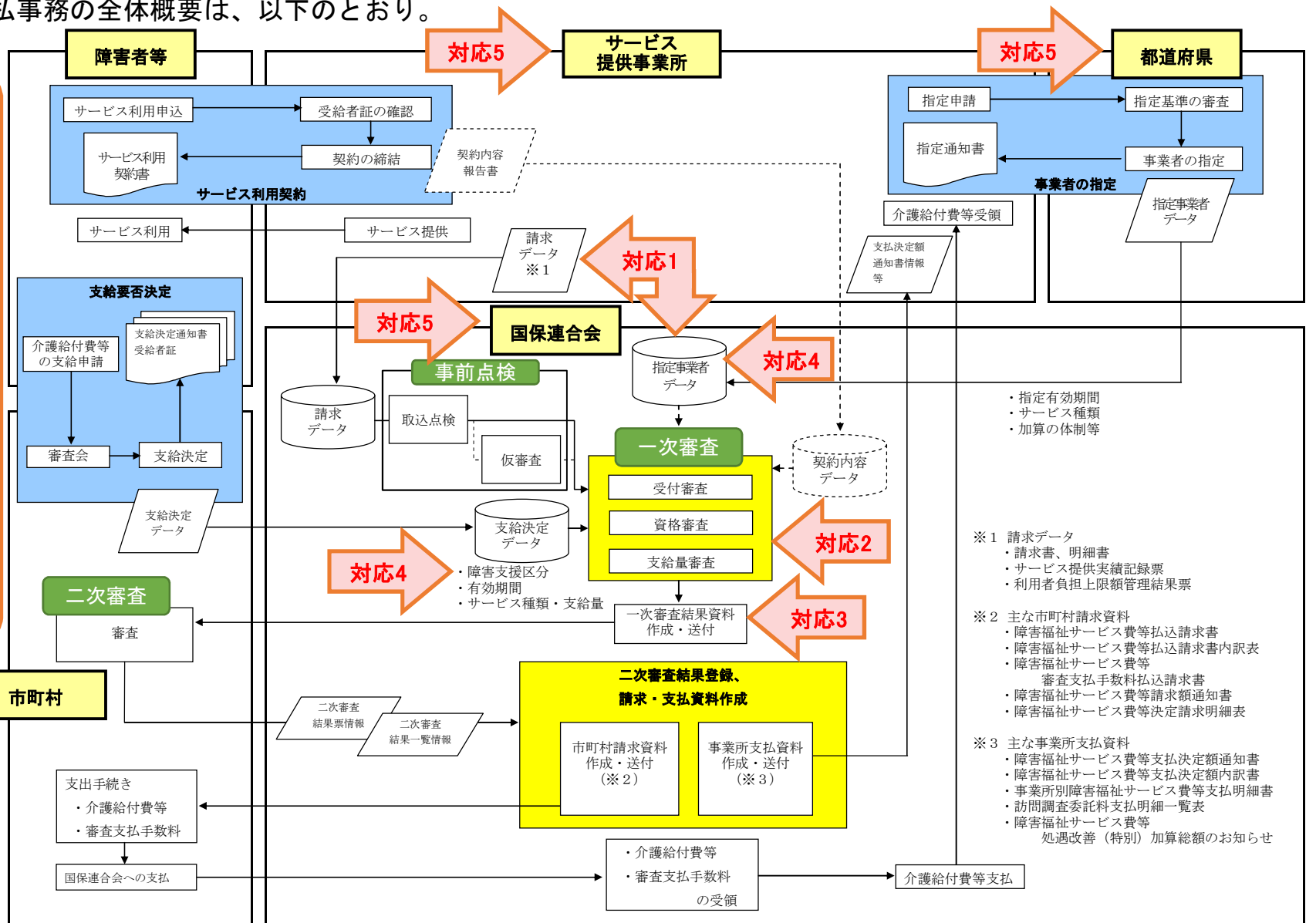
- 報告書では、効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、以下のとおり整理された。
  - ・新たな審査支払事務においては、国保連合会にて新たに「一次審査（機械的審査）」を行い、一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの（エラー）については、国保連合会の審査による返戻として処理する。
  - ・一次審査の結果、機械的には判断がつかないものについては警告とし、市町村等における審査（二次審査）において、支払とするか返戻とするかの判断を行う。
- また、新たな審査支払事務において、障害福祉サービス等にかかる給付費等の審査をより効果的・効率的に実施できるようにするため、「対応1 請求時の機能強化」、「対応2 一次審査等の実施」、「対応3 一次審査結果資料等の作成」、「対応4 台帳情報整備の改善」、「対応5 自治体職員等への研修」の5つの対応が必要とされた。
- なお、新たな審査支払事務の実施に向けては、システム面、運用面への影響が大きいため、段階的に対応を行う必要があるとされた。

# 障害福祉サービス等にかかる給付費の審査支払事務の見直しについて

## 4. 新たな審査支払事務の全体概要

○ 新たな審査支払事務の全体概要は、以下のとおり。

- 対応1 請求時の機能強化
- 対応2 一次審査等の実施
- 対応3 一次審査結果資料等の作成
- 対応4 台帳情報整備の改善
- 対応5 自治体職員等への研修



- ・指定有効期間
  - ・サービス種類
  - ・加算の体制等
- ※1 請求データ  
 ・請求書、明細書  
 ・サービス提供実績記録票  
 ・利用者負担上限額管理結果票
- ※2 主な市町村請求資料  
 ・障害福祉サービス費等払込請求書  
 ・障害福祉サービス費等払込請求書内訳表  
 ・障害福祉サービス費等  
 ・審査支払手数料払込請求書  
 ・障害福祉サービス費等請求額通知書  
 ・障害福祉サービス費等決定請求明細表
- ※3 主な事業所支払資料  
 ・障害福祉サービス費等支払決定額通知書  
 ・障害福祉サービス費等支払決定額内訳書  
 ・事業所別障害福祉サービス費等支払明細書  
 ・訪問調査委託料支払明細一覧表  
 ・障害福祉サービス費等  
 処遇改善（特別）加算総額のお知らせ

## 対応1 請求時の機能強化

### 1-1 請求時の点検機能強化

国保連合会の一次審査(機械的審査)で発生する警告やエラーを未然に防止するため、サービス提供事業所が利用する簡易入力システム、取込送信システムについて、点検機能を強化する。

### 1-2 事業所台帳情報参照機能の追加

サービス提供事業所で請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を参照できるようにする。

## 対応2 一次審査等の実施

### 2-1 仮点検の活用

一次審査が円滑に運用するまでの間、国保連合会での一次審査で発生する警告やエラーの件数を抑えるため、仮点検を活用することで、請求情報の誤りを早期に発見できる。

### 2-2 一次審査の実施

国保連合会において新たに一次審査を実施する。一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないものについては、国保連合会の審査による返戻として処理する。

また、警告からエラーへの段階的な移行や、よりきめ細かくチェックできるようチェック内容の見直し、さらには市町村等において特に確認が必要となる警告を「警告(重度)」として区別する。

### 2-3 点検内容の拡充

現在、国保連合会の事務点検で実施できていないチェックのうち、機械的にチェック可能なものについて、チェック内容を拡充し、一次審査を的確に実施できるようにする。

### 2-4 査定の導入

障害者総合支援においても新たに査定を導入することが考えられる。

ただし、査定を導入するにあたっては、決定支給量のあり方を明確にして、市町村等における運用の統一化を図る等の諸課題について検討する必要がある。

## 対応3 一次審査結果資料等の作成

### 3-1 一次審査結果資料の作成

国保連合会による一次審査の結果を市町村等へ提供するため、新たに「一次審査結果資料」を作成する。さらに、市町村等における二次審査を効率的に実施できるようにするため、一次審査結果資料に出力する項目やメッセージ内容について、既存の審査用資料の内容を基に見直しを行う。

### 3-2 審査事務にかかる事務処理マニュアルの作成

国保連合会から市町村等へ提供される一次審査結果資料の見方、一次審査で発生する警告及びエラーの原因や対応方法、さらには二次審査の観点等を記載した、審査事務にかかる事務処理マニュアルを作成する。

## 対応4 台帳情報整備の改善

### 4-1 台帳情報整備期間の前倒し

台帳誤り等を早期に解消することで、一次審査でのエラー対応や審査期間中の作業負荷の低減を図るため、市町村・都道府県による台帳情報整備を前倒して実施する。

### 4-2 台帳情報等参照機能の追加

台帳整備で発生するエラー、または事務点検による警告やエラーへの対応を円滑に実施できるようにするため、市町村や都道府県においても、国保連合会に登録されている台帳情報を参照できるようにし、さらに登録や修正ができる仕組みを構築する。

また、事業所からの請求情報についても参照できるようにする。

### 4-3 台帳整備にかかる事務処理マニュアルの作成

国保連合会に登録する各種台帳情報の整備方法、台帳整備で発生するエラーの原因や対応方法等を記載した、市町村や都道府県向けの台帳整備にかかる事務処理マニュアルを作成する。

## 対応5 自治体職員等への研修

### 5-1 自治体・国保連合会新規担当職員等への研修

自治体・国保連合会の新規担当職員等に対し、制度の全体概要、各種台帳情報の整備方法、給付費等の請求から支払までの事務の流れ等、障害者総合支援にかかる給付事務を行う上で必要となる業務知識の習得を目的とした研修を実施する。

### 5-2 事業者への研修



制度内容や請求方法に関する事業者の理解度を向上させ、請求情報作成時のミスを減らし、一次審査での警告やエラーの発生を未然に防止するため、事業者向けの研修を実施する。(例えば、eラーニング等)




















# 障害福祉サービス等にかかる給付費の審査支払事務の見直しについて

## 5. 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール

○ 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けては、以下のとおり対応を予定している。

 : 国保連合会システムリリース  : マニュアルのリリース ※複数存在する場合、段階的なリリースを指す

No	対応内容		実施時期										
			平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度				
			上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期			
1	請求時の機能強化	請求時の点検機能強化	検討										
2		事業所台帳情報参照機能の追加	検討										
3	一次審査等の実施	仮点検の活用	仮点検実施の推奨／実施フォロー										
4		点検機能の強化(一部制度の取扱いを受けた対応を含む)	検討										
5		警告からエラーへの移行	検討										
6		点検内容の拡充	検討										
7		査定の導入(支給量管理のあり方等の各種課題に対する検討を含む)	課題の検討	平成30年度下期以降は、現時点での想定。									
8		一次審査結果資料等の作成	検討										
9	台帳情報整備の改善	事務処理マニュアルの作成(審査事務及び台帳整備)	検討	 (暫定版)	 (初版)	 (改版)		 (改版)					
10		台帳情報整備期間の前倒し	運用の見直し及び周知										
11		台帳情報等参照機能の追加					検討						
12	自治体職員・国保連合会職員への研修		研修内容の検討	研修の実施									
13	事業者への研修		パンフレットの作成・配布	研修テキストの整備			eラーニングの実施						